



平成 27 年 5 月 27 日

各位

会 社 名 株式会社テクノ・セブン
代表者名 代表取締役社長 齊藤 征志
(コード番号 6852 東証 JASDAQ)
問合せ先 取 締 役 東 由 久
電 話 03-3245-1431

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議していますが、本日、平成 27 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 27 年 4 月 22 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および平成 27 年 5 月 20 日付の「役員人事内定に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、本年 6 月 25 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会での承認可決を条件として、コーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しています。当該移行のために、定款の一部変更を行うものです。また、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙とおりです。

3. 日程

定款変更のため株主総会開催日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日（木）

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</p> <p>第28条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印する。</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第30条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会) 第32条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員会は法令または本定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第45条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第41条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第69回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上